

商業知的所有権庁（C I P O）
（セントビンセントおよびグレナディーン諸島）
（指定官庁又は選択官庁）

目 次

国内段階－概要	収録済
国内段階の手続	情報は現在準備中

指定（又は選択）官庁 VC	商業知的所有権庁（C I P O） （セントビンセントおよびグレナ ディーン諸島） 国内段階に入るための要件の概要	概要 VC
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ¹	英語	
要求される翻訳文 ¹	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
国際出願の写しを要求されるか？	されない	
国内手数料 ¹	通貨：東カリブ・ドル（XCD） 特許： 国内処理手数料…………… XCD 1,000 4年度の年金…………… XCD 200	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	なし	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ²	出願人がセントビンセントおよびグレナディーン諸島に居住していない場合には，代理人の選任	
誰が代理人として行為できるか？	セントビンセントおよびグレナディーン諸島において手続するために登録されている弁護士	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

1 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

2 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合，国内官庁は通知を受領した日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。